健康診断の種類

~対象者・時期・項目~



健康診断の種類

一般健康診断	特殊健康診断
雇い入れ時の健康診断	酸取扱者等の歯科健康診断
定期 健康診断	石綿 健康診断
特定業務従事者の健康診断	じん肺健康診断
海外派遣労働者の健康診断	電離放射線 健康診断
給食 従業員の検便	特定化学物質 健康診断
労災保険の 二次健康診断	鉛健康診断
特定健康診査 (特定健診)	有機溶剤健康診断 など

【一般】雇入れ時の健康診断

常時使用する労働者	対象者	時期	診断項目
	定義については <u>こちら</u> (東京労働局	雇入れ時	二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 四 胸部エックス線検査 五 血圧の測定 六 貧血検査 七 肝機能検査 八 血中脂質検査 九 血糖検査 十 尿検査

【一般】定期健康診断

対象者	時期	診断項目
常時使用する労働者	1年に1回	一既往歴及び業務歴の調査 ニ自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 四胸部エックス線検査及び喀痰検査 五血圧の測定 六貧血検査 七肝機能検査 ハ血中脂質検査 九血糖検査 十一心電図検査 ※赤字項目は、医師が必要でないと認めるときは省略可能

【一般】特定業務従事者の健康診断

対象者	時期	診断項目
(労働安全衛生規則)第十三条第一項第三号に掲げる業務に常時従事する労働者	6月以内ごとに1回 ※ただし、4号につい て1年に1回でOK	一既往歴及び業務歴の調査 ニ自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 四胸部エックス線検査及び喀痰検査 五血圧の測定 六貧血検査 七肝機能検査 ハ血中脂質検査 九血糖検査 十一心電図検査 ※赤字項目は、医師が必要でないと認めるとき は省略可能

【特殊】酸取扱者等の歯科健康診断

対象者	時期	診断項目
(労働安全法施行令)令第二十二条第三項の業務に常時従事する労働者 ・特定化学物質 令別表第三・製造禁止物質 令第16条第1項	雇入れ 又は 当該業務に配置替え の際及びその後六月 以内ごとに一回	現場での業務歴、仕事内容、健康状態などの問診

【特殊】じん肺健康診断

対象者	時期	診断項目
新たに常時粉じん作業に従事することとなった労働者	定期定期外離職時	- 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査ニ厚生労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査 三厚生労働省令で定める方法による結核精密検査その他厚生労働省令で定める検査 ※該当者のみ じん肺法第3条第1項

【特殊】電離放射線健康診断

対象者	時期	診断項目
放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るもの	雇入れ 又は 当該業務に配置替え の際及びその後六月 以内ごとに一回	一 被ばく歴の有無の調査及びその評価 二 白血球数及び白血球百分率の検査 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査 四 白内障に関する眼の検査 五 皮膚の検査

まとめ

・健康診断は2種類(一般健康診断、特殊健康診断)

・特殊健康診断は有害性の認められる業務について行われ

る

・業務内容に応じて、対象者・受診時期・診断項目が異な

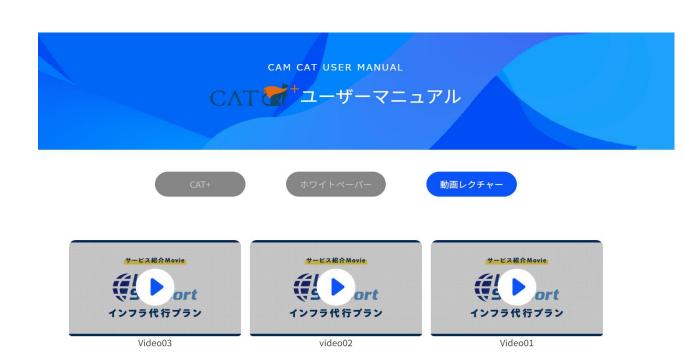
る



ユーザーマニュアル

四半期届出の必要書類や36協定など、外国人雇用に関するマニュアルは右のユーザーマニュアルに掲載しております。

今回の健康診断レクチャーと合 わせてご確認下さい。





健康診断は、労働者の健康状態を把握し、病気を予防することを目的としています。

従事業務ごとに定められている健康診断を理解し、労働者が 健康に働けるような環境を構築することが大切です。

引き続き潤滑な運用ができるよう、 ご協力の程、よろしくお願いいたします。

